

議員提出議案第29-2号

生活保護費の級地区分の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成29年3月24日

あきる野市議會議長 町田匡志 殿

提出者 あきる野市議會議員 山根トミ江

賛成者 あきる野市議會議員 細谷功

〃 〃 合川哲夫

〃 〃 増崎俊宏

〃 〃 奥秋利郎

〃 〃 過よし子

提案理由

本市の生活保護費の級地区分を1級地とするよう強く求めるため。

生活保護費の級地区分の見直しを求める意見書

憲法第25条における理念に基づき、生存権を保障するために生活保護法が制定されています。

また、同法第8条には基準及び程度の原則があり、第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし」、第2項では、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」と規定されています。

いまや東京都民の生活需要に大きな地域格差はありません。しかし、現状はあきる野市の生活保護費はいまだに2級地区分となっており、格差が生じています。同一の1級地区分にすべきです。

よって、あきる野市議会は生活保護費の算定にあたり、あきる野市を1級地区分にするよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

東京都あきる野市議会
議長 町田匡志

提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 東京都知事